

秋田都市計画地区計画の決定（秋田市決定）

都市計画大町・下肴町地区計画を次のように決定する。

名	称	大町・下肴町地区計画	
位	置	秋田市大町五丁目および大町六丁目地内	
面	積	約 1.6ha	
地区計画の目標		<p>本地区はJR秋田駅の南西約1.4kmに位置し、江戸時代の街区割りや道路を残したまま、西は緑豊かな寺町に、東は飲食店街の川反に隣接した小売店舗と住宅が混在している地区となっている。</p> <p>本計画は、都市計画道路川尻広面線の拡幅整備に伴う沿道建築物の建替え等を適切に誘導し、活力とうるおいにあふれた通りの形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	路線型商業地、住宅地として適正かつ合理的な土地利用を誘導し緑につつまれた落ち着いた通りの創出を図る。	
	建築物等の整備の方針	緑を活かし落ち着いた雰囲気を創出するために、建築物等の形態・意匠の規制誘導を図る。	
地区整備計画に関する事項	建築物等の用途の制限	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号から第6号までに規定する営業に供する建築物ならびに同法第2条第1項および第2条第5項に規定する営業に関する情報の提供等を行う風俗案内所は建築してはならない。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物の屋根又は外壁等の色彩は、自然の緑との調和に配慮した落ち着いた色合いのものとし、基調となる色（鉛直投影で一壁面の面積の過半を占める色）は彩度5以下とする。ただし、自然素材についてはこの限りではない。</p> <p>彩度5を超える色彩をアクセント色として使用する場合は、屋根又は外壁（鉛直投影）の面積を10%以内とする。</p>	
	屋外広告物の制限	屋外広告物は、周辺の景観および環境を損なわないよう表示、設置する。	
備考			

「区域は計画図表示のとおり」

理由

本計画は、都市計画道路川尻広面線の拡幅に伴う沿道建築物の建替え等を適切に誘導し、統一感のある街並みの形成を図り、活力とうるおいにあふれた通りが形成されるよう、新たに地区計画を定めるものである。